様式第７号(第９条、第22条関係)

長崎県指令　第　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

長崎県知事　　　　　　　　印

宅地造成等に関する工事の不許可通知書

申請のあった下記の宅地造成等に関する工事については、次の理由により不許可となりました

第14条第２項（法第16条第3項の規定により準用する場合

第33条第２項（法第35条第3項の規定により準用する場合

ので、宅地造成及び特定盛土等規制法

を含む。

を含む。

の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　受付番号及び許可申請年月日 | 第　　　　号　　　　　年　　月　　日 |
| ２　土地の所在地及び地番 |  |
| ３　許可をしない理由 |  |
| ４　当初許可番号及び許可年月日（変更許可の場合） | 長崎県指令　第　　　　号　　　年　　月　　日 |

〔教示〕

　１　この処分に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、長崎県に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。